シ、其故ハツシニ對ノ字ヲ書ル假字ノサマ、當昔皇國ノ假字ノ用ヒザマニハ似ザレバ也、

〔易林本節用集下〕對島州下、管二郡、四方一日離日本地、故號島、有異珍之類、勸請神動隨唐、是故被置探題職也、小下國也、

〔津島紀事統一體〕對島州　津島　舊事本記　津島古事記　對馬島　對馬洲　對馬國日本書紀　集島大和本記　西海國對馬島都之萬、和名類聚抄、

〔古事記傳五〕津島、名義は萬葉十五廿六丁に、毛母布禰乃波都流對馬とよめる如く、韓國の往還の舟の泊々津なる島なり、魏志と云から書に、此島のことを對馬國とあり、こは此方にて古より如此書る を見て取れるかとも思へど、さには非ず、彼書のいできつるは晉の世傳へ誤りてかみ御國にかゝる假字のつかひざまあるべくもあらず、たゞ津島と云を、彼國にて聞なり、そのかく は書る物なり、さて書紀にやがて此文字を假字に取用て對馬島とかゝれたり、津島の假字に對馬とかゝむは、さる例あれば、さも有なむを、島字を添られたるこそ、いと心得れ、島々と重ねて云名はあるべきことかは、淡海の海など云例とは異るをや、敏達御卷には、津島とかゝれたるところあり、是れ古の書ざまなり、

〔倭訓栞前編十六都〕つしま　對馬は馬韓に對する稱、中山傳信錄に、黃帽對馬三十人と見えたり、されど古事記日本紀に、もと津島と書り、三韓往來の津也、よて萬葉集にも、百船のはつる對馬とよめり、

〔津島紀事統一體〕神代の卷の纂疏に云く、對馬の和訓は、津といふ心もちにて、海島の中にある津といふ事なり、神代の卷鹽土傳に、對馬は古津島と書く、是西北の津なり、又云、津とはつどふなり、釋日本紀に、對馬島、私記に云く、問ふ、古事記を考れば、唯津島といふ、今爰に對馬の島といふはいかにや、答へていはく、其義まさに同じ、今の俗對馬の二字を讀てつとするなり、島の字は文字の如し、玄かるに今の人、都志麻の志麻と讀ものは誤なり、但此島と壹岐の島との名義は未詳ならず、沙門義堂が撰びし日用工夫略集に、對馬は馬韓に對するの義なりと、本州の儒士に、山撲俗名朝三著せし州府院石亭の記にも、小島の中に津あればなり、對馬の字を用ふる事は、地馬韓に對すれば